

ライツ・ベース・アプローチ入門

関西NGO協議会提言専門委員会委員／関西学院大学人間福祉学部教員
川村暁雄

2013年2月27日

報告の流れ

Part 1 背景と概要

1. 導入: なぜ人権か? 人権と貧困・社会排除: 日本の経験から
2. RBAの概要: 国連の定義、人権基準と原則、RBAの手法(人権基準と原則と人権状況分析、責務履行者と権利請求者、能力ギャップ、事業計画)

Part 2 RBAの実際

1. 人権状況分析: 人権基準と原則を使う
2. 責務履行者と権利請求者の特定
3. 能力ギャップの分析
4. RBAによるプロジェクトの例
5. RBAの成果

Part 1 背景

1. 導入:なぜ人権か
2. RBAの概要

1.なぜ人権か？人権と貧困・社会排除：日本の経験

- 岩手県沢内村における1961年の乳児・老人の医療費無料化：県の反対に対して村長は「健康で文化的な生活は憲法で認められている」と反論→全国に波及
- 教科書無償化運動
- 被差別部落の生活改善：部落問題とは「市民的権利と自由を完全に保障されていない」深刻な社会問題であり、「早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題」(『同対審答申』(1965年))
- 障害者自立支援法の改正(2010年)応益負担から応能負担へ

日本の戦後の社会発展の基盤=憲法の人権の枠組み

1. 最低限の文化的な生活、教育、医療を権利とする(社会的権利)
2. 権利を要求する自由を保障(自由権)
3. 公務員(政府)に憲法遵守義務



人権という言葉が使われない場合でも、教育政策、医療政策、生活保障等の政策を方向付ける

人権があると、なぜ違う？

そもそも人権とは

- 人権とは：人間が等しく尊厳を持って生きていくためのさまざまな社会的な条件についての合意を権利という表現で定めたもの
 - 権利であることの意味
 - (1) 社会規範に支えられ、正しいこととして要求できる。
 - (2) 「救済なくして権利なし」：法的規範として、司法・行政・立法により救済が保障される(べきもの)

※何が尊厳の条件とされてきたか＝生存、自己決定(個人的・集团的)、公正さを実現するためのさまざまな条件

人権とは＝人間の尊厳を守るための社会のあり方についての最低限の「合意」

人権の機能は＝「権力関係」から生まれる問題を緩和・解決：そのための①政策を方向付ける理念、②社会規範、③法制度、として社会に影響

RBA＝人権が持ちうる力を意識的かつ体系的に(開発協力の場で)活用するもの。

2. RBA(人権アプローチ)の概要

- 定義の例:「人権基盤型アプローチによる開発とは、規範的に国際人権基準に基づき、実践面で人権の促進と保護につながる人間開発の過程のための概念的枠組み」(OHCHR 2006)

※ Rights-based Approach to Development(RBA), 国連では、Human Rights-based Approach to Development(HRBA),他にもRights-based Developmentなどの表現もあり

RBAの特徴

- ① 人権の基準と原則を開発協力に適用
- ② ニーズではなく権利の剥奪として問題を捉える
→ ニーズを満たすことではなく、すべての人に基本的なサービス、能力発揮の機会を提供できる社会をどう実現するか
- ③ それぞれの社会の中の責務履行者(duty-bearer)の責務を果たす能力、及び／もしくは、権利保有者(rights-holder)の権利請求能力を支援

『人権基盤型アプローチによる開発：国連機関の共通理解に向けて』(UNDP 2003)などから

・ ①人権基準と「原則」とは？

- ・ 人権基準とは:条約・国際的な宣言、憲法、法律などに規定

人権のカテゴリ	人権基準
自由権	差別禁止、表現の自由、結社の自由など
社会権	十分な居住、水、食料、医療、無償の初等教育への権利など

後ほど詳しく

後ほど詳しく

- ・ 人権の「原則」とは

- (1) 普遍性と不可譲性→すべての人の権利
- (2) 不可分性→個々の人権を分けることはできない
- (3) 相互依存・相互関連性→個々の人権の実現は相互に関係する
- (4) 非差別の原則・平等
- (5) 参加・包摂(inclusion)
- (6) 説明責任と法の支配

参考：DFIDの定義する原則
参加、包摂、義務の履行

人権の原則

アカウン
タビリテ
ィ

法の支配

人権基準

- 諸人権条約
- 条約委員会の勧告・一般的意見

非差別

包摂

参加



開発協力の目的・手法

開発協力

これまでの人間の
安全保障の議論で
弱い部分

能力強化支援

責務履行

権利保
有者

責務履
行者

権利請求

社会排除を解決できる社会

RBAは何が違うか

ニーズに基づく支援

貧しい人のニーズを充足するための支援



人権アプローチ

排除されてきた人が、排除されないような社会作りへの協力（権利保有者、責務履行者、そして権利保有者と責務保有者の関係づくり）

RBAのプロセス

- ・ ①人権に基づく状況分析・因果関係分析
- ・ ②権利保有者、責務履行者の権利・責務分析
- ・ ③権利保有者、責務履行者の能力ギャップ
（責任・権利認知、権限・権威、資源、意思決定・コミュニケーション能力）
- ・ ④プログラムデザイン（人権の原則を踏まえた目的、手法で実施）

参考資料: Jonssonの『開発プログラミングへの人権アプローチ』からの抜粋: 責務履行者・権利保有者分析と能力ギャップ分析

Part 2 RBAの実際

1. 人権状況分析:人権基準と原則を使う
2. 責務履行者と権利請求者の特定
3. 能力ギャップの分析
4. RBAによるプロジェクトの例
5. RBAの成果

1. 人権状況分析：人権基準と原則を使う

人権基準の種類と内容

人権の原則

人権に基づき何を請求できる？

人権に基づく状況分析の例

人権基準の種類と内容

人権のカテゴリ	人権基準
自由権	
社会権	

人権基準の種類と内容

人権のカテゴリ	人権基準
自由権	身体的自由、公正な裁判、思想信条・意見表明・信教の自由、移動の自由、差別の禁止、選挙権、報道の自由、結社の自由
社会権	社会的差別の禁止、無償の初等教育、十分な医療、居住、水、食料、労働者の権利、母子保健、社会保障

参考資料：日本の憲法、主要な人権関連立法

条約名	締約国	条約機関
人種差別撤廃条約	175	CERD
自由権規約（市民的・政治的権利に関する国際規約）	167	HRC
社会権規約（経済的・社会的・文化的権利に関する国際規約）	160	CESCR
女性差別撤廃条約	187	CEDAW
拷問廃止条約	153	CAT
子ども権利条約	193	CRC
障害者権利条約	125	CRPD

例：社会権委員会の一般的意見

- 一般的意見 3 (1990) 締約国の義務の性格(規約第2条1項)
- 一般的意見 4 (1991) 十分な住居に対する権利(規約第11条1項)
- 一般的意見 5 (1994) 障害を持った人
- 一般的意見 6 (1995) 高齢者の経済的、社会的及び文化的権利
- 一般的意見 7 (1997) 十分な住居に対する権利(規約第11条1項): 強制退去
- 一般的意見 8 (1997) 経済制裁と経済的、社会的及び文化的権利の尊重との関係
- 一般的意見 9 (1998) 規約の国内履行
- 一般的意見 11 (1999) 初等教育についての行動計画
- 一般的意見 12 (1999) 食料への権利
- 一般的意見 13 (1999) 教育への権利
- 一般的意見 14 (2000) 可能な限り高い水準の保健医療への権利
- 一般的意見 15 (2002) 水への権利
- 一般的意見 18 (2005) 仕事の権利
- 一般的意見 19 (2008) 社会保障への権利
- 一般的意見 20 (2009) 経済的、社会的、文化的権利における非差別

人権の原則

- **非差別の原則・平等**：不当な理由での区別や違いがプロセス・結果にあってはならない
 - 人権基準に規定された制度的・社会的な差別の撤廃などが求められる
 - 開発のすべてのプロセスに適用
- **参加・包摂(inclusion)**：自由で積極的、意味ある包摂的な参加
 - 特に弱い立場に置かれている人、集団に焦点を当てて、社会的な意思決定、開発の意思決定の両面での参加・包摂を保障
- **説明責任と法の支配**：権限(権力)を持つものが、客観的な基準や合意にのっとり行動し、その内容について影響を受ける人に説明する義務を負う
 - 国家は情報公開、第三者の監査、国内人権機関の設置などを行う
 - 救済機関が機能を果たす
 - 市民社会組織は、国家の人権上の義務履行をモニタする
 - 住民・市民は国の開発政策や開発援助について説明を求めることができる

人権に基づき何を請求できる？

責務履行者の責務の種類

- 権利尊重(respect)
 - 人権侵害を自ら行わない（差別的な法制度撤廃など）
- 権利保護(protection)
 - 社会的に弱い立場の人々が権利を奪われることを阻止する
- 権利実現(fulfil)
 - 権利が実現できるように積極的な働きかけ、資金投入、制度整備を行う

責務履行者の責務の内容:社会権について

- サービスの提供を伴う権利に求められるもの
 - Availability(提供): 何らかの形でサービスが提供されること
 - Accessibility(アクセス): 法的・実質的な非差別、地理的アクセス、経済的なアクセス
 - Acceptability(適切さ): 文化的・社会的適切さ
 - Adaptability(状況への適合): 個別の社会への適合
- 漸進的な実現（非差別など非経済的な内容については即時実施）

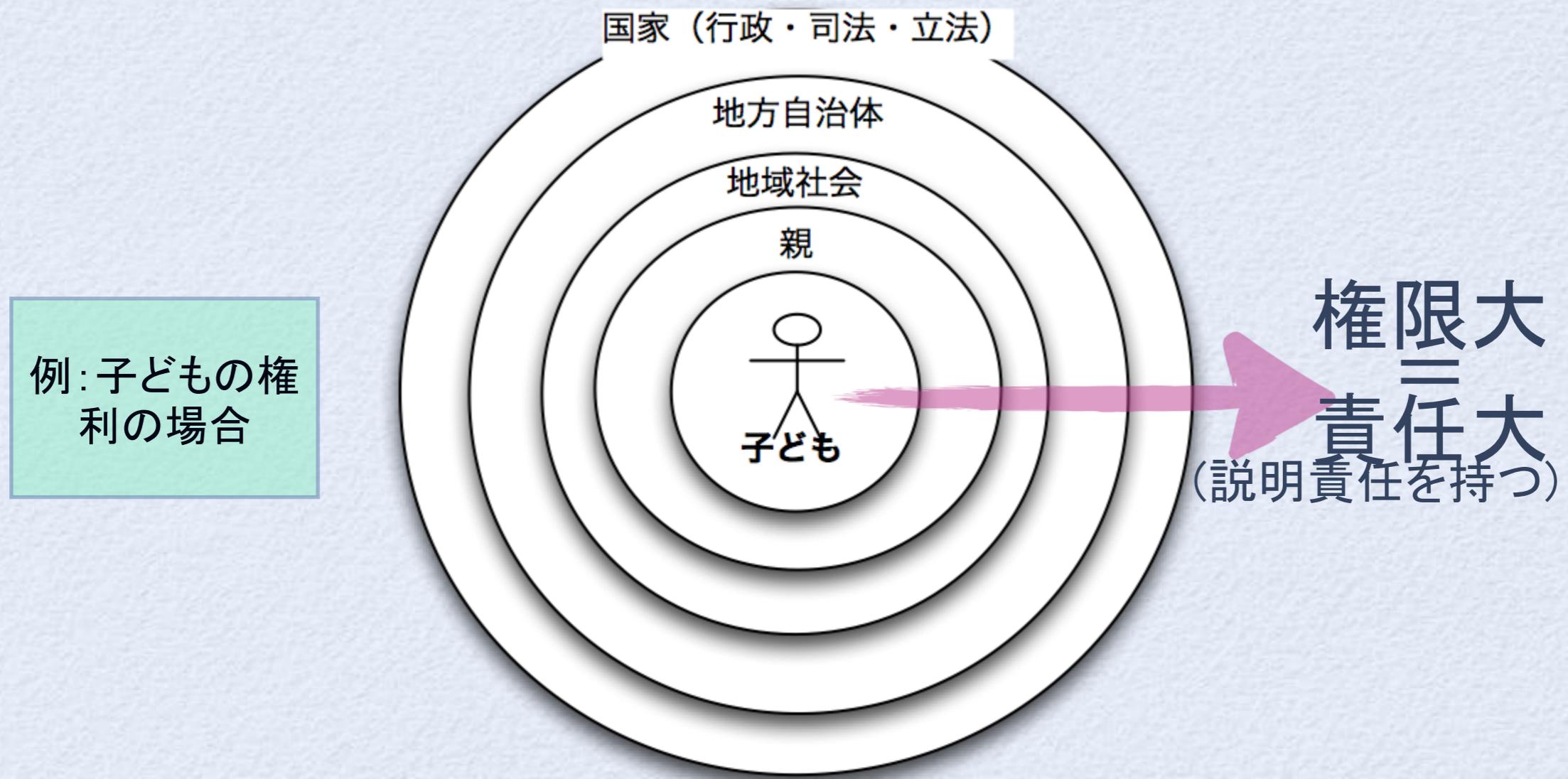
人権に基づく状況分析の例

初等教育・就学状況を人権基準・原則で分析する

- どの程度、学校が提供されているか (availability)
- ジェンダー、障がい児、集団(カースト、民族etc)、地域による就学率の違いはあるか(非差別の原則)
 - 違いがあれば、それはどのような責務不履行によるのか (尊重、保護、実施) ?
- 提供されている教育の実態=①地理的、経済的なアクセス、②文化・社会的な適切さ、③状況への適合
- 問題があるとするれば理由は?特定の集団の声が反映されていない(参加・包摂の原則)?社会的な差別(権利保護の責務不履行)?予算が適切に使用されているか(法の支配・説明責任)?
- 毎年、改善されているか(漸進的な実現の義務)?改善は、差別の減少につながっているか(非差別の原則)
- 他のどのような人権の剥奪と関係しているか。(相互依存・相互関連)

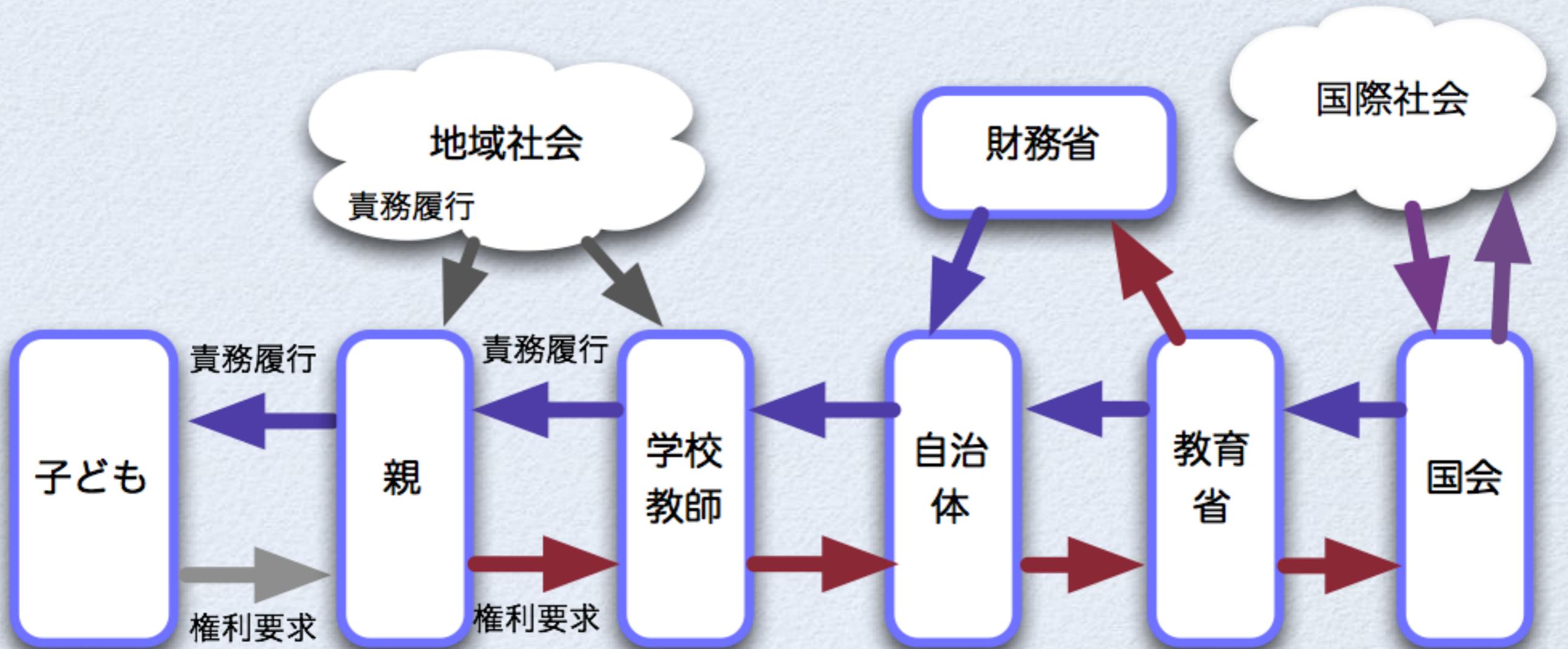
2. 責務履行者と権利請求者の特定

- 権利保有者(rights-holder): 当事者
- 責務履行者(duty-bearer): 国家・・・及びその他の権限や権力を持つもの



権利保有者と責務履行者との連鎖

例：子どもの教育を受ける権利



資料2参照

権限大＝責任大

3. 能力ギャップの分析

責務履行者の履行能力

- ①責任認知 (Responsibility) : 責務履行者が自分の責務をどう認知しているか
- ②権威 (Authority) : 責務履行者が責務を果たすだけの権限を法的、もしくは社会的に認められているか、
- ③資源 : 資金、時間的余裕、人員
- ④意思決定能力 : 判断能力、必要な情報
- ⑤コミュニケーション力 :

権利保有者の請求能力

- ・ ①権利認知（Responsibility）：権利保有者が自分の権利をどう認知しているか
- ・ ②権威（Authority）：権利保有者が権利を要求することを法的、もしくは社会的に認められているか、
- ・ ③資源：資金、時間的余裕、人員
- ・ ④意思決定能力：判断能力、必要な情報
- ・ ⑤コミュニケーション力：

UNICEF,
Jonsson(2003)の例

4. RBAによるプロジェクトの例

- 政策レベル：
 - CCA/UNDAF (*Examples of Strong Rights-Based UNDAFs 2010/2011*)
 - 予算モニタリング (OHCHR 2010) (漸進的な権利の実現、特定グループの排除) → エクアドルにおける子どものための政策監視機関の支援 (勝間靖 2008)
- 地域開発・分野別開発 (Jochnick and Garzon 2007, UK Interagency Group on Human Rights Based Approaches 2007)
- 子ども権利プログラミングなど対象別のアプローチ

- RBAプロジェクトの必須要素 (by Care USA, Oxfam USA)
 - 貧困の構造的原因についての分析、とりわけ権力、ジェンダー、リスクについて
 - 権利請求能力に焦点を当てたコミュニティへの働きかけ
 - 責務履行者の関与、強化、説明責任の要請
 - 持続的な政策変化に向けての提言
 - 幅広い連携
 - 多層的な取り組み (地域、国、国際レベルなど)
 - 排除されたグループに焦点
 - 問題を権利の枠で位置づける (国際基準、国内基準、慣習的な基準などを利用)

5. RBAの成果:英国での調査から

UK Interagency Group on Human Rights Based Approaches
(2007), The Impact of Rights-based Approaches to Development.

- 対象プロジェクト（RBAとnon-RBAを近い分野で選択）
 - バングラデシュ（先住民族の権利、福祉、高齢者の権利、福祉など）
 - マラウイ（教育、保健医療）
 - ペルー（水、教育）

- 資産の蓄積: non-RBAはプロジェクト期間のみ、RBAは継続
- 脆弱性の減少: 力関係とみるか、貧困の症状の一つとみるかで変わる。
- より多様な連携(行政、市民も含む)づくり、司法的救済の活用、排除されている人たちの決定への参加、社会的・政治的資本の増大(学校の煉瓦造りから意思決定への参加へ)。

- 包摂: 排除された人々の参加を制度化。
 - 貧しい人の声の反映 (non-RBAは村の指導者だけの参加になりがち)、意味のある包摂(弱い立場の人を特定し参加を保障、その制度化)、社会規範への挑戦: 差別意識の問題に取り組む、権力関係の変化: 力関係を変えることで、義務を持つ人の義務履行も容易に

- 説明責任と義務履行：non-RBAの場合は、参加は語られるが説明責任や義務履行と関連づけられない
 - 声と対応を関連づける：市民と行政との間で共通のビジョンを生みだし、それに基づき共通の戦略を追求
 - 相互の説明責任が深まる
 - 誰の声を聞くかについての意識変革
 - 対立の予防：コミュニケーション空間を生み出す

- ガバナンスの向上：
 - 人々の政治的な主体性の向上
 - 義務履行への意識向上と相互説明責任
 - 国家と市民のオーナーシップの向上
 - 分権化を実現する道筋
 - 変化の持続可能性の増大
 - 貧困の構造的問題に取り組む
 - 社会排除の減少
 - 問題解決のための幅広い社会的連携

人権アプローチでどう変わる?アクションエイドの例

金額	ニーズに基づくアプローチで行ったかもしれなと	人権アプローチ：今のアクションエイドお金の使い方
20£= 2,600円	学校の制服の一部を購入、ケニアの一人の生徒が学校に行けるように。	グローバルアクションウィークの一環で、二人の生徒の交通費を出してケニアの国会で発言。→大臣が17,800の小学校に手紙を送り「制服が無くても学校に来られるように」と指示。
200£= 26,000円	ナイジェリア北部のある一つの学校のために教科書と教材を購入する。	ナイジェリア北部の40の学校について、地域学校評議会の成果を報告書にまとめる。この結果、ナイジェリア政府が地域学校評議会の設置を義務化した。
2,000£=26万円	タンザニアで教室を一つ増設、100人の生徒の役に立つ。	タンザニアのNGOによる子どもが学校に行けない理由について調査を支援。→学費が問題であることが明らかに。その後のキャンペーンにより、学費を廃止、百万人の子どもが新たに就学した。
20,000£=260万円	学校外の教育センターをバングラデシュに開設し、二年間運営。その結果100人の子どもが教育を受けることができる。	予算監視のための研修を数十の地域で実施、教育予算の用途を監視。公立学校がよりよい成果をあげ、数百万人の子どもの教育を改善。

参考文献

- ActionAid (2012). People's Action in Practice: Actionaid's Human Rights Based Approach 2.0 (ActionAid)
- Sheena Crawford (2006), Training on Human Rights-Based Approaches to Development: Experiences and Materials, (GTZ)
- Marta Foresti, David Booth and Tammie O'Neil (2006), Aid Effectiveness and Human Rights: Strengthening The Implementation of The Paris Declaration (ODI)
- Chris Jochnick and Paulina Garzon, Rights-Based Approaches to Development An Overview of The Field, a paper prepared for CARE and Oxfam-America (October 22, 2002)
- OECD-DAC (2007). DCD/DAC(2007)15, Action-Oriented Policy Paper on Human Rights and Development, OECD.
- OHCHR (2006). Frequently Asked Questions on A Human Rights-Based Approach to Development Cooperation, United Nations.
- OHCHR, (2010). Human Rights in Budget Monitoring, Analysis and Advocacy Training Guide
- Jude Rand with Gabrielle Watson (2007), Rights-Based Approaches Learning Project (CARE USA and Oxfam America)
- UK Interagency Group on Human Rights Based Approaches (2007), The Impact of Rights-based Approaches to Development.

- UNDP (1998). Integrating Human Rights with Sustainable Human Development: A UNDP Policy Document (United Nations Development Programme, January 1998)
- UNDP (2003). Report of The Second Interagency Workshop on Implementing a Human Rights-based Approach in the Context of UN Reform, UNDP.
- UNDP (2012). Mainstreaming Human Rights in Development Policies and Programming: UNDP Experiences (UNDP)
- UNESCO (2008). Undertaking A Human Rights-Based Approach: Lessons for Policy, Planning and Programming
- UN (2011) Examples of Strong Rights-Based UNDAFs 2010/2011 (DOCO input for the Updating and Enhancing of the Common Learning Package)
- 勝間靖 (2004)「開発における人権の主流化 –国連開発援助枠組の形成を中心として」平和科学研究センター(編)『IPSHU研究報告シリーズNo.31 人間の安全保障論の再検討(2004)』(広島平和科学研究センター、2004) 85-111頁。
- 勝間靖 (2008)「人権基盤型アプローチの発展における国連機関の役割・脆弱な社会層への政策を求めて」アジア・太平洋人権情報センター (2008) 所収
- アジア・太平洋人権情報センター(2008)『アジア・太平洋人権レビュー2008 新たな国際開発の潮流・人権基盤型開発の射程』(現代人文社)